

【10月から】地域別最低賃金の改定

全国加重平均66円の引上げへ



中央最低賃金審議会の決定に基づき、各地方最低賃金審議会で審議された都道府県ごとの引上げ額の答申が行われました。

中央最低賃金審議会で示された目安は全国加重平均63円の引上げでしたが、目安を上回る**全国加重平均66円（昨年度は51円）の引上げで、全国加重平均は1,121円**となります。

例年は10月が発行日となりますが、今年は引上げ額が大きいことから翌年3月が発行日となる県もありますので発行日を含めて確認しましょう。

*は令和8年

都道府県	令和7年(引上げ額)		発効予定日
北海道	1,075	65	10月4日
青森	1,029	76	11月21日
岩手	1,031	79	12月1日
宮城	1,038	65	10月4日
秋田	1,031	80	*3月31日
山形	1,032	77	12月23日
福島	1,033	78	*1月1日
茨城	1,074	69	10月12日
栃木	1,068	64	10月1日
群馬	1,063	78	*3月1日
埼玉	1,141	63	11月1日
千葉	1,140	64	10月3日
東京	1,226	63	10月3日
神奈川	1,225	63	10月4日
新潟	1,050	65	10月2日
富山	1,062	64	10月12日
石川	1,054	70	10月8日
福井	1,053	69	10月8日
山梨	1,052	64	12月1日
長野	1,061	63	10月3日
岐阜	1,065	64	10月18日
静岡	1,097	63	11月1日
愛知	1,140	63	10月18日
三重	1,087	64	11月21日

都道府県	令和7年(引上げ額)		発効予定日
滋賀	1,080	63	10月5日
京都	1,122	64	11月21日
大阪	1,177	63	10月16日
兵庫	1,116	64	10月4日
奈良	1,051	65	11月16日
和歌山	1,045	65	11月1日
鳥取	1,030	73	10月4日
島根	1,033	71	11月17日
岡山	1,047	65	12月1日
広島	1,085	65	11月1日
山口	1,043	64	10月16日
徳島	1,046	66	*1月1日
香川	1,036	66	10月18日
愛媛	1,033	77	12月1日
高知	1,023	71	12月1日
福岡	1,057	65	11月16日
佐賀	1,030	74	11月21日
長崎	1,031	78	12月1日
熊本	1,034	82	*1月1日
大分	1,035	81	*1月1日
宮崎	1,023	71	11月16日
鹿児島	1,026	73	11月1日
沖縄	1,023	71	12月1日
全国加重平均	1,121	66	—

音声ポッドキャスト配信中！



Powered by
NotebookLM
NotebookLM は不正確な場合があります。
正確な内容は事務所だより本文を確認してください。

おしながき

- ▶【10月から】地域別最低賃金の改定 … P 1
- ▶労働紛争相談、令和6年もいじめ・嫌がらせが最多 … P 2
- ▶e-Tax等による法定調書提出の義務 … P 3
- ▶男性育休“意識高い系”ではなく“当たり前” … P 4
- ▶スタッフ紹介 … P 4

9月・10月の労務・税務

- 9月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 9月30日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
- 10月10日
 - 源泉徴収額・住民税特別徴収税額の納付
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 10月31日
 - 社会保険料の納付
 - 外国人雇用状況の届出
 - 労働者死傷病報告の提出（7月～9月分）
 - 個人の都道府県税・市民税の納付
 - 労働保険料の納付（延納第2期）

サト一休業日のお知らせ

- 全社研修
令和7年9月5日（金）

労働紛争相談、令和6年もいじめ・嫌がらせが最多



いじめ・嫌がらせの相談件数が13年連続最多に

厚生労働省は、「令和6年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しました。個別労働紛争解決制度とは、個々の労働者と事業主との労働条件や職場環境などをめぐるトラブルに対し、早期に解決を図るための制度です。

申出・申告 によって	民事上の 個別労働紛争相談	労働局や労働基準監督署等に総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応
	助言・指導	都道府県労働局長が当事者の自主的解決を促進
	あっせん	あっせん委員が当事者の間に入って話し合いを促進

民事上の個別労働紛争相談の件数トップ3				
	令和5年度		令和6年度	
1位	いじめ・嫌がらせ	60,125件 (19.1%)	いじめ・嫌がらせ	54,987件 (17.4%)
2位	自己都合退職	42,472件 (13.5%)	自己都合退職	41,502件 (13.1%)
3位	解雇	32,944件 (10.5%)	解雇	32,059件 (10.1%)
4位	労働条件の引下げ	30,234件 (9.6%)	労働条件の引下げ	30,833件 (9.8%)

令和6年度においては、いじめ・嫌がらせによる相談が54,987件で最多となっており、**13年連続でいじめ・嫌がらせによる相談がトップ**となっています。トップ3は令和5年度と比較して減少している一方で、4位以下の「労働条件の引下げ」「退職勧奨」「雇止め」等に関する相談は増加しています。

精神障害の労災認定件数が初の1,000件超

厚生労働省は、脳・心臓疾患に関する労災や精神障害に関する労災などの状況として、「令和6年度過労死等の労災補償状況」を公表し、**精神障害で労災認定となった件数が初めて1,000件を超えました。**

精神障害に関する 事案の労災補償状況			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
精神障害	決定件数 (※支給・不支給の合計)		1,906件	1,953件	1,986件	2,583件	3,494件
	支給決定	件数	608件	629件	710件	883件	1,055件
		認定率	31.9%	32.3%	35.8%	34.2%	30.2%
うち自殺	決定件数 (※支給・不支給の合計)		179件	167件	155件	170件	215件
	支給決定	件数	81件	79件	67件	79件	88件
		認定率	45.3%	47.3%	43.2%	46.5%	40.9%

支給決定となった労災事案の出来事別の傾向		
1位	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	224件
2位	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	119件
3位	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた	108件

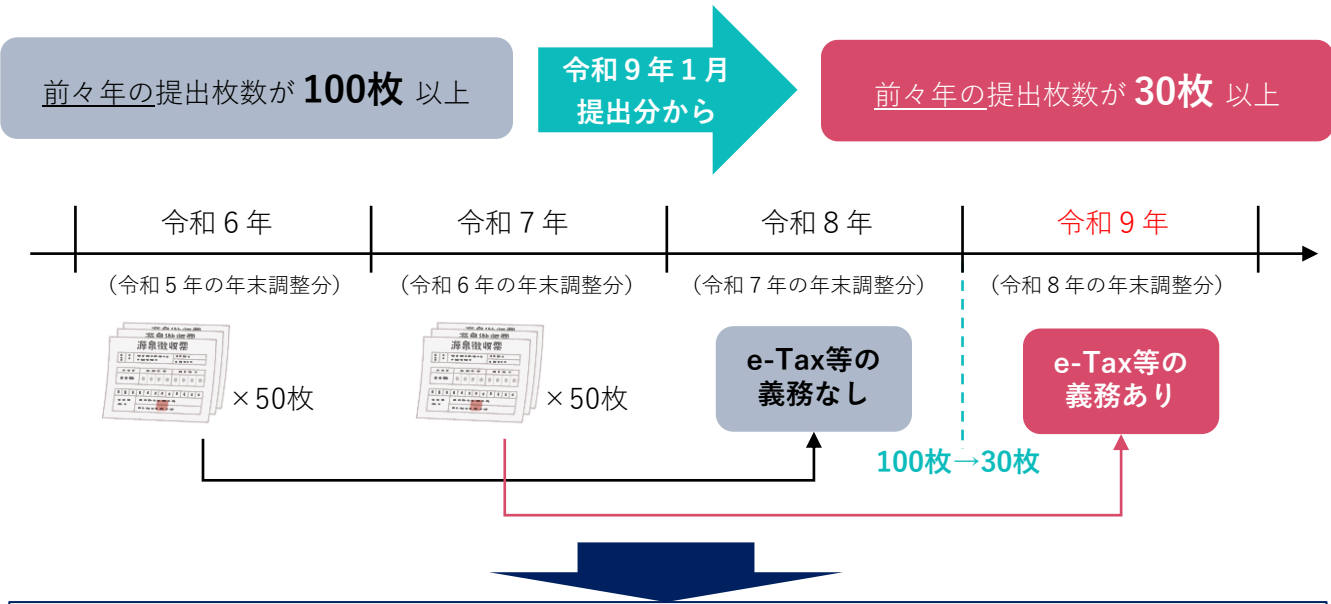
支給決定に至った事案の傾向としては、**パワハラが1位になっており、3位にはカスハラがランクイン**する結果となり、**企業のハラスメント防止対策の重要性がますます高まっている**ことがうかがえます。

e-Tax等による法定調書提出の義務



令和 9 年提出分より義務化の範囲が拡大

税法上で作成が必要な「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、翌年 1 月 31 日までに税務署に提出する必要がありますが、提出する枚数によって、e-Tax・クラウド・光ディスク等での提出が義務となっています。



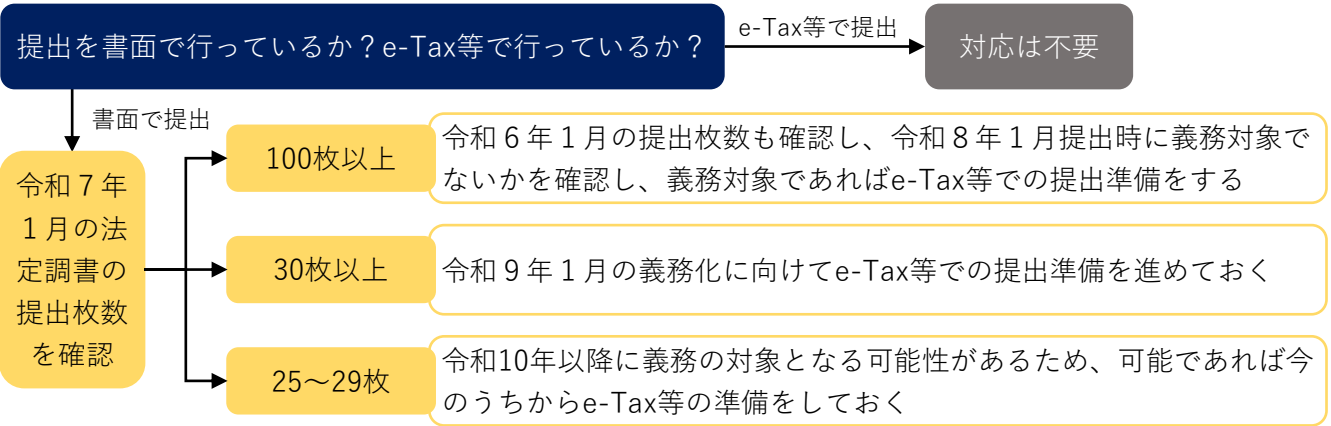
令和 7 年 1 月に提出した直近の年末調整分の源泉徴収票が 30 枚以上だった場合、令和 8 年の年末調整分の源泉徴収票の提出（令和 9 年 1 月提出）は、e-Tax 等で行う必要があります。

- ・義務化について把握しておらず、書面提出した場合
- ・e-Tax 等での提出準備が間に合わず、書面提出した場合

1 年以下の懲役
又は
50 万円以下の罰金

罰則あり

対応が必要かどうか、今のうちに確認を



e-Taxで申請するためには、「利用者識別番号の取得」「電子証明書の取得」が必要となります。これらは直前にすぐ用意できるものではありませんので早めに準備を進めておく必要があります。まずは、顧問税理士等にご確認ください。

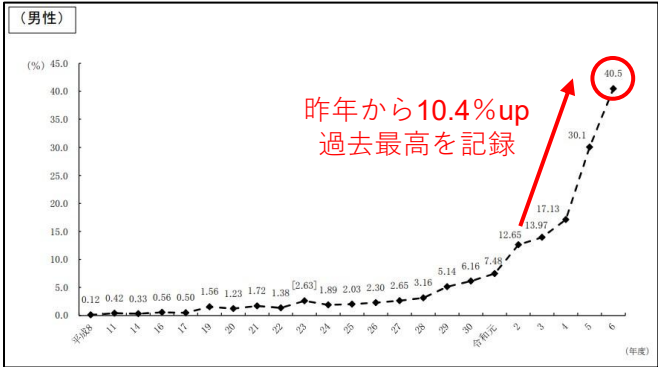
e-Tax
ご利用の流れ

男性育休“意識高い系”ではなく“当たり前”



男性の育休取得は進んでいますか？

育児休業取得率の状況（％）



育休を半年取得したサトー男性スタッフの声



生後半年の子どもの成長をしっかり見ておきたかったので取得して本当に良かったです。仕事をお願いした上司も同僚も快く送り出してくれたのがありがたかったです。

NewFace
スタッフ紹介



コンサルティングチーム
まきた かな
牧田 果奈
趣味 ポケモンGO

Message

初めまして、牧田果奈と申します。前職ではスキンケアの営業をしていました。5月に夫の転勤で東京から引っ越してきたばかりで、まだまだ分からないことも多いですが、広島での生活や新しい職場に早く慣れたいと思っています。微力ながら、皆さまのお役に立てよう頑張ります。どうぞよろしくお願いいたします。

Welcome on board!

固定電話への架電に関するお願い

社会保険労務士法人サトーでは、働き方改革の一環として電話の取次業務にかかる時間削減を目指しています。事務所に不在の場合が多いスタッフのみならず、お客様からの連絡が入るスタッフにはすべて携帯電話を貸与しております。

担当スタッフへのご連絡は、事前にお伝えしております携帯電話番号へ架電いただきますようお願い致します。

当事務所だよりの情報の取扱いに関するお願い

当事務所だよりの情報は、発行当時（令和7年8月31日）の情報を元に作成しており、提供する情報等については社会保険労務士法人サトーが信頼できると判断した各種資料に基づいて作成しておりますが、本資料に含まれるデータ及び情報の正確性又は完全性を保証するものではありません。また、管轄の労働基準監督署や年金事務所等により各種取扱いの判断が異なる場合がございます。当事務所だよりの内容によって生じた損害等については一切の責任を負いません。



事務所だより その他各号は

サトー 事務所だより

検索



Facebookも更新中です！

社会保険労務士法人サトー

